

議会基本条例についての市民と議会の意見交換会 質疑応答（会場別）

A地区：小川西町中宿地域センター（11月17日）

0 = 素案の前文 1～35 = 素案の各条 36 = 条例全体や考え方 37 = その他

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
1	A	5 市民参加及び市民との連携	第5条 市民参加のあり方を進める具体的な方法は。	既に請願において代表者の方に意見を述べていただいている。地域に出て行って議会の説明、意見を聞くことを行っていく。	
2	A	9 意見公募 手続	第9条 意見公募手続についてどのような方法で行うのか。	現在市ではホームページからパブリックコメントを行っているが、議会としてはその機能を持っていないので、今回の条例については市のパブリックコメントを活用することを考えている。	
3	A	13 災害時の 議会の対 応	第13条 災害時の議会の対応とあるが、小平市の対応は遅れている。防災防犯委員会はないのか。そうした委員会をつくる議論はしていないのか。	3. 11以降H23～24年度防災対策調査特別委員会において、市の防災対策について調査した。今後は、まちづくり検討特別委員会の中で防災についてもあわせて議論していくことも考えられる。	
4	A	13 災害時の 議会の対 応	防災防犯対策に熱心でない市長に対して、常設の委員会をつくって対抗していくことは出来ないか。	どういった特別委員会をつくるかは、議会全体の中で議論していくので、今回いただいた意見は受けとめさせていただく。	
5	A	13 災害時の 議会の対 応	防災安全についての記述がないと思うが。	条例の中では大枠を定めている。今回、防災に関するご意見が多かったが、今後、防災なら防災というテーマを持って意見交換会を行っていくことも考えられる。	
6	A	13 災害時の 議会の対 応	自治会主催にて開催する防災防犯関係会議（消防・警察・市担当部署）に来てくれるのか。	例えば、厚生委員会では団体からの要請で所属する議員が任意で意見を聞くことをしている。議員が出向いていくことは可能である。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
7	A	14 法第96条第2項の議決事件	第14条 市の計画を議決事件とするとあるが、自治基本条例（第24条長期総合計画）をどのように反映させるか。	議決事項として地方自治法上義務ではない長期総合計画基本構想について議決事項とした。その他は第2項において追加できることとした。	
8	A	18 調査機関及び検討会等の設置	第18条 有識者で構成する調査機関を設置することができるかとあるが議会の責任は。	第5条と関連がある。調査機関からの答申を受け、最終的には議会が責任を持って決める。	
9	A	19 会期の運用	第19条 会期の運用で第2項の意味と専決処分を最小限という事はどういうことなのか。	市長提案事項は議会の議決を受けなければならないので、専決処分をして後で議会の承認を受ける案件のこと。このような案件を最小限に抑えることをいう。	
10	A	19 会期の運用	第19条第1項 必要な会期の決定について。	現在、年4回の会期としているが、通年議会とするという議論が委員会の中でされた。通年議会となると専決処分がなくなる。会期の運用を議会主導にしていきたい。	
11	A	19 会期の運用	通年になれば、一つの議案をじっくり審議できるのではないか。	現在でも閉会中の委員会審査をしているので、まずは自由討議から進めていきたい。	
12	A	19 会期の運用	第19条第3項 臨時会の招集の請求はどこにするのか。	市長に対して行う。	
13	A	21 議員間の自由討議	第21条 議員間の自由討議とは。	今回の条例素案の重要なポイントで、委員会の中で現状として十分な討議が出来ていないのではないかとことから、自由討議が必要ではないかと捉えた。	
14	A	30 議員研修の強化	第10章 第10章の項目の具体的な検討は。 第30条 議員研修の強化について。	現在議員研修を年1回開催しているが、これから政策提案していくための知識をつけていくためにも、積極的に研修を行うことが必要である。	

番号	地区	条	質 問	意見交換会での回答	備 考
15	A	31	予算の確保 第10章 第10章の項目の具体的な検討は。 第31条 予算の確保について。	予算の編成権は市長だが、議会として、この条例にのっとり活動していくためには、様々な予算が必要になってくるので、その予算の確保に努めていく必要がある。	
16	A	32	議会事務局 第10章 第10章の項目の具体的な検討は。 第32条 議会事務局の強化について。	条例にのっとりやらなければならないことが増えてくることから、事務局の様々な機能強化が必要である。	
17	A	33	議会図書室 第10章 第10章の項目の具体的な検討は。 第33条 議会図書室について。	現在、一般には公開されていないが、今後、市民に開かれた議会として整備していく必要がある。	
18	A	33	議会図書室 議会図書室の体制、図書室の位置、蔵書に力を入れてほしい。	体制整備の必要を感じている。図書室を開放し開かれた議会としていく。	
19	A	37	その他 条例案について、パブリックコメントのみでは一方向での意見提供ではないか。	説明の機会があればできる限り出向いていく。	
20	A	37	その他 三権分立の司法との関係は。	司法は別個のものである。	